

# No. 10 豊田市

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
上下水道局 下水道施設課		0565-34-6964	直通	0565-32-3171
住所	〒471-8501 豊田市西町3-60		担当者氏名	古井・後藤
URL	https://www.city.toyota.aichi.jp	E-mail	gesuishisetsu@city.toyota.aichi.jp	

## (1) [ 補助金額 ]

(単位：円)

人槽区分	転換		更新	みなし浄化槽の撤去費	汲み取り便槽の撤去費	宅内配管費加算
	一般地域	特定地域				
5人槽	360,000	450,000	132,000	120,000	90,000	300,000
6~7人槽	462,000	578,000	150,000			
8~50人槽	585,000	732,000	210,000			

- 備考 ア 転換 建替・増築等の建築行為を伴わず、既存の専用住宅から排出するし尿を処理しているみなし浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と雑排水の処理を補助対象浄化槽に変更することをいう
- イ 更新 保守点検等を適切に実施したうえで使用している浄化槽に、破損等の重篤な支障が発生したことにより本体を補助対象浄化槽に交換することをいう
- ウ 撤去費 みなし浄化槽又は汲み取り便槽の撤去に要する費用をいう
- エ 配管費 転換において補助対象浄化槽へ生活排水を流入させるため及び補助対象浄化槽の処理水を公共用水域等に流入させるために必要な管の設置（流入と放流のためのもす、ポンプ槽の設置及び既設配管の撤去を含む）に要する費用をいう

## (2) [ 令和6年度の補助計画基数 ]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
97	62	6					165

前年度実績基数 (171基)

## (3) [ 補助対象地域 ]

- 市街化調整区域及び都市計画区域外で、次の区域を除く地域
  - ①下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項で定めた事業計画区域
  - ②コミュニティ・プラント事業処理区域
  - ③農業集落排水事業処理区域
  - ④市が管理する共同し尿浄化槽の処理区域
  - ⑤その他市長が指定する区域

## (4) [ 特定地域の有無 ] 巴川流域

## (5) [ 補助対象条件 ]

補助対象地域で専用住宅に50人槽以下の浄化槽を設置する個人

※補助対象浄化槽は次のいずれにも適合するものをいう

ア放流水の総窒素濃度20mg/l以下の機能を有するものであること

イ別表に掲げる性能要件を満たす環境配慮型浄化槽であること

ウ平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される10人槽以下の浄化槽にあっては、指針に適合したものであること

### 別表 環境配慮型浄化槽の性能要件

環境配慮型浄化槽とは、浄化槽の消費電力が以下の表1の消費電力基準以下であること

表1 消費電力の基準（通常型、BOD10 mg/l以下、りん除去型） (単位 W)

人槽	通常型	BOD10mg/l以下	りん除去型
5人槽	39	53	83
7人槽	55	75	90
n (10人槽以上)	n×7.5	n×10.2	n×15.7

## (6) [ 欠格要件 ]

- ①浄化槽法第5条第1項の設置の届出の審査を受けない浄化槽を設置する者
- ②申請日時点で排水の無い敷地に新たに浄化槽を設置する者
- ③既存の浄化槽を更新によらず交換する者
- ④賃借又は販売の目的で、浄化槽を設置する者

- ⑤別荘又は共同住宅に浄化槽を設置する者
- ⑥法人が所有する専用住宅に浄化槽を設置する者
- ⑦実績報告時に設置場所に住民登録をしない者及び居住しない者
- ⑧申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であると認められる者
- ⑨同一敷地内のし尿（汲取り便槽を除く）及び雑排水の全てを補助対象浄化槽へ接続しない者
- ⑩浄化槽の処理水を公共用水域へ放流せず、地下浸透方式等により放流する者
- ⑪市税の滞納がある者
- ⑫その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者

#### **（7）【 補助金交付申請書に添付する書類 】**

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ②浄化槽構造詳細図並びに各室の容量及び汚水量等計算書（国土交通大臣型式認定浄化槽については、型式適合認定書及び仕様書、図面）等その機能を明らかにするもの
- ③設置工事予定場所の案内図
- ④浄化槽、汚水ます、排水管及び住宅各室等の配置・配管予定図面
- ⑤工事請負契約書又は請負契約を証する書類の写し
- ⑥浄化槽の設置工事、既存のみなし浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事及び配管工事費用の見積書又は見積額を証する書類の写し
- ⑦誓約書
- ⑧全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあつては、指針に適合する浄化槽としての登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑨浄化槽設備士免状の写し
- ⑩浄化槽工事業登録の写し又は特例浄化槽工事業業者届出書の写し
- ⑪既存のみなし浄化槽又は汲取り便槽の写真（転換の場合）
- ⑫既存の浄化槽に重篤な支障が発生している事実を証する書類の写し及び写真（更新により交換を要する場合）
- ⑬その他市長が必要とする書類

#### **（8）【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】**

- ・提出期限：補助事業完了後速やかに提出する。最終期日は、当該年度の1月末日とする
- ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ②法第7条の規定に基づく検査手数料及び法第11条の規定に基づく検査の初回手数料の納入済の浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書（法第7条・法第11条）の写し
- ③浄化槽使用開始報告書の写し
- ④浄化槽設置後の配置・配管図面
- ⑤施工検査報告書（チェックリスト）
- ⑥浄化槽の設置工事写真
- ⑦浄化槽の設置工事費用、既存のみなし浄化槽又は汲取り便槽の撤去工事費用及び配管工事費用の請求書又は請求額を証する書類及び領収書又は支払額を証する書類の写し
- ⑧浄化槽使用廃止届出書（みなし浄化槽または浄化槽を廃止する場合）
- ⑨最終清掃実施記録の写し（撤去費の補助を受ける場合）
- ⑩その他市長が必要とする書類

#### **（9）【 その他 】**

- ①みなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限12万円の上乗せ補助を行っている
- ②汲取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ③既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に工事費用の1/2（6万円まで）の補助を行っている（下水道接続時）
- ④みなし浄化槽又は汲取り便槽からの転換に要する配管費用を30万円まで加算補助を行っている
- ⑤補助金を施工業者に支払う制度「代理受領制度」を導入している

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください